湘南信用金庫商品説明書

「ウインター湘南２０２６」定期預金

令和８年１１月２４日　現在

１．商品名	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金） **（愛称）「ウインター湘南２０２６」定期預金**
２．販売対象 （１）販売対象 （２）販売期間	 ・個人の方、法人の方 ・令和８年１１月２４日(火）から令和９年３月３１日(水)まで
３．募集金額	・総額３００億円 ※取扱期間中であっても募集総額に達した場合は取扱いを終了いたします。
４．期間	・１年（定型方式） ・３年（定型方式） ・自動継続型に限ります。
５．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入。通帳式、証書式いずれもお取扱いできます。 個人の方は湘南ダイレクトサービスでの預入もお取扱いできます。 （湘南ダイレクトサービス内での定期預金口座開設が必要です。） ・お１人様（１社）に付、１０万円以上５，０００万円以内 ・１円単位。
６．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
７．利息 （１）適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・固定金利 ①預入期間１年　　年１．６０％ ②預入期間３年　　年２．００％ ・①預入期間１年は満期日以後に一括して支払います。 ・②預入期間３年は窓口では単利型、複利型どちらかを選択できます。 湘南ダイレクトサービス及びＡＴＭでの作成は複利型となります。 ただし単利型の場合、元加式はお選びいただけません。 単利型…１、２年目に中間利払いをします。（中間利払い利率　約定利率×７０％） 複利型…６ヶ月複利で計算し満期日以後に一括して支払います。 ※複利型とは…預入日から６ヶ月毎に利息計算を行い、この利息を仮に元金に組み入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。 ただし、法人では総合課税の為、複利型の選択は出来ません。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算です。
８．自動継続時の取扱い	・満期到来後は預入時と同期間にて自動継続となります。金利は、継続日に３００万円未満の場合は「自動継続自由金利型定期預金（M型）」３００万円未満の店頭表示金利、３００万円以上の場合は「自動継続自由金利型定期預金（M型）」３００万円以上の店頭表示金利を約定金利とし、次回満期日まで適用します。
９．金利情報の入手方法	・金利は当金庫のホームページ 金利一覧表による確認（https://www.shinkin.co.jp/shonan/） もしくは　店頭でお問い合わせください。
１０．税金	（１）個人 ・源泉分離課税となります。 ・利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （平成２５年１月以降は国税につき「復興特別所得税　０．３１５％」が課税されております。） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 （２）法人 ・総合課税となります。確定申告を要しますので、詳しくは顧問税理士等にご確認ください。 ・利息には国税１５．３１５％が源泉されます。 （平成２５年１月以降は国税につき「復興特別所得税　０．３１５％」が課税されております。） ※ただし、非課税法人の場合は除きます。

SHONAN

「ウインター湘南２０２６」定期預金

令和８年１１月２４日　現在

<table>
<tr><td>１１．中途解約時の
取扱い</td><td>・この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、下記に記載した預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
①預入期間１年
<table><tr><th>中途解約日までの期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>６ヶ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>６ヶ月以上１年未満</td><td>約定利率×５０％</td></tr></table>②預入期間３年
<table><tr><th>中途解約日までの期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>６ヶ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>６ヶ月以上１年未満</td><td>約定利率×４０％</td></tr><tr><td>１年以上１年６ヶ月未満</td><td>約定利率×５０％</td></tr><tr><td>１年６ヶ月以上２年未満</td><td>約定利率×６０％</td></tr><tr><td>２年以上２年６ヶ月未満</td><td>約定利率×７０％</td></tr><tr><td>２年６ヶ月以上３年未満</td><td>約定利率×９０％</td></tr></table>【ご注意】
・中間利払いが行われている定期預金を中途解約する場合、中間払利息の合計額が上記中途解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。こうした場合には、中途解約利率により計算したお利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます（中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元金を下回る場合がございます）ので、あらかじめご了承ください。</td></tr>
<tr><td>１２．手数料</td><td>・かかりません。</td></tr>
<tr><td>１３．付加できる
特約条項</td><td>（１）個人
・総合口座の場合は担保とすることができます。
（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％を上乗せした利率となります）
・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）が利用できます。
（２）法人
・付加できる特約はありません。</td></tr>
<tr><td>１４．預金保険制度</td><td>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって１預金者あたり決済用預金※以外の対象預金合計で元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。
（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。）
※決済用預金とは、「無利息、要求払、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすものです。具体的には無利息型普通預金、当座預金がこれにあたります。</td></tr>
<tr><td>１５．苦情処理措置
・紛争処理措置</td><td>・苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店、またはお客様相談室（９時～１７時
電話：０１２０－００１－９４１）にお申し出ください。
・紛争解決措置
東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会
（電話０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）
神奈川県弁護士会（０４５－２１１－７７１６）が設置・運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）、関東地区しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－５５２４－５６７１）へお申し出ください。</td></tr>
<tr><td>１６．その他の事項</td><td>・既契約定期預金の書替にはご利用になれません。
・金融情勢の変化等により、お取扱内容の変更または販売を終了することがあります。</td></tr>
</table>

SHONAN